



議案第二十一号

三朝町老人居室整備資金貸付条例の制定について

次のとおり三朝町老人居室整備資金貸付条例を制定することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

昭和四十八年三月十二日

三朝町長 坂 出 雅 己

昭和四十八年参月拾九日 原案可決

三朝町議会議長牧田 禎

三朝町条例第

号

三朝町老人居室整備資金貸付条例

(目的)

第一条 この条例は、六十歳以上の高齢者と同居する世帯に対し高齢者の専用居室を増築又は改築するために必要な経費の貸付けを行なうことにより、高齢者と家族との間の好ましい家族関係の維持に寄与することを目的とする。

(老人居室整備資金)

第二条 この条例において「老人居室整備資金」とは、高齢者の専用居室の改築又は増築しようとする者に対し、この条例により町が貸付ける資金をいう。

(貸付対象者)

第三条 老人居室整備資金の貸付けをうけることができる者は、第二条に規定する者で次の各号に掲げる要件に該当するものとする。

- 一 町内に居住し、六十歳以上の親族である高齢者と同居する者
- 二 高齢者の専用居室を真に必要とし、自力で高齢者の専用居室の整備を行なうこと

が困難な者

三 元利金の償還が確実であり、かつ、元利金の償還が確実な保証人のある者
(貸付けの対象となる老人居室整備工事)

第四条 貸付けの対象となる老人居室整備工事は、住宅の増築又は改築とする。

(貸付金の限度)

第五条 この貸付対象者が貸付けをうけることができる金額は、居室整備に必要な金額で一戸当り五十万円以内とする。

(貸付金の利率、償還期間及び償還方法)

第六条 老人居室整備資金貸付金の利率は、年三・五パーセント以内とする。

2 老人居室整備資金の償還期限は、十年以内とする。

3 老人居室整備資金の償還方法は、原則として元利均等月賦償還とし、町長の認めた者に限り、年賦または半年賦とすることができる。ただし、老人居室整備資金の貸付けをうけた者(以下「借受人」という。)は、いつでも繰上償還することができる。

(借入れの申込み)

第七条 老人居室整備資金の貸付けをうけようとする者（以下「借入申込者」という。）は、規則で定めるところにより借入申込書を町長に提出しなければならない。

（貸付けの決定）

第八条 町長は、老人居室整備資金の借入れの申込書について申込内容を審査のうえ貸付けるかどうかを決定するものとする。

2 町長は、老人居室整備資金を貸付けること又は貸付けないことを決定したときは、すみやかにその旨を規則で定めるところにより、借入申込書に通知するものとする。

（契約の締結）

第九条 前条の規定により 貸付決定の通知をうけた借入申込者は、規則で定める契約書により町と契約を締結しなければならない。

2 町長は、貸付決定の通知をうけた借入申込者が貸付けの決定があつた日から起算して二月以内に前項の契約を締結しないときは、貸付決定を取消すものとする。

3 借受人は、老人居室整備工事の内容又は工事費の算定基準が変更され、老人居室整備工事に要した又は要する費用の額が貸付金の額より低くなる場合は、既に支払

いをうけた貸付金の額と当該費用との差額を直ちに返還し、規則に定めるところにより貸付契約の変更手続きをとらなければならない。

4 借受人は、前項の場合のほか老人居室整備工事の内容または工事費の算定基準が変更されたときは、規則で定めるところにより貸付契約の変更手続きをとらなければならない。

（貸付金の支払時期）

第十条 貸付金の支払いは、借受人が老人居室整備工事の契約を締結した後において、町長が当該契約書の内容の審査又は必要に応じて行なり現地調査等により、当該工事の履行が確実であると認めたとときに行なりものとする。

（工事完了審査）

第十一条 借受人は、老人居室整備工事が完了したときは、すみやかに規則で定める工事完了届を町長に提出して工事の完了審査を受けなければならない。

（財産の処分制限）

第十二条 借受人は、貸付金により取得し、又は効用の増加した財産を町長が定める

期日までは町長の承認をうけないで貸付金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸与し、又は担保に供してはならない。

(期限前償還)

第十三条 町長は、借受人が次の各号の一に該当するに至つたときは、定められた償還期限前にその借受人に対し、貸付金の全部又は一部の償還を請求することができる。

- 一 貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき
- 二 貸付金の償還を怠つたとき
- 三 虚偽の申請その他不正な手段により貸付けをうけたとき
- 四 貸付金により取得し、又は効用の増加した財産を町長の承認をうけて処分したことに
により収入があつたとき
- 五 その他正当な理由がなく貸付条件に違反したとき

(償還及び償還の猶予)

第十四条 借受人は、貸付け決定の通知書に定められた償還期限までに所定の元金及び利子を町に償還しなければならない。

2 町長は、次の各号の一に該当する場合においてやむを得ないと認められるときは、老人居室整備資金の全部 又は一部の償還を規則で定めるところにより猶予することができる。

一 災害その他特別の事情により借受人が定められた償還期限までに貸付金を償還することが著しく困難になつたと認められるとき

二 災害その他借受人の責に帰することができない理由により借受人が貸付けをうけて居室を整備した住宅が滅失したとき

(違約金)

第十五条 町長は、借受人が定められた償還期限までに貸付金を償還せず、又は第十三条 各号に該当することを理由として第十三条の規定により請求をうけた金額を支払わなかつたときは、定められた償還期限の翌日から支払いの日までの日数に応じ、その延滞した額百円につき一日二銭七厘の割合で計算した違約金を支払うべきことをあわせて請求することができる。

附 則

この条例は、昭和四十八年四月二日から施行する。